八十二証券の証券総合サービス約款集 新旧対比表

新	旧
目次	目次
第1章 総合取引約款	第1章 総合取引約款
第2章 保護預り約款	第2章 保護預り約款
第3章 外国証券取引口座約款	第3章 外国証券取引口座約款
第4章 累積投資取引約款	第4章 累積投資取引約款
第5章 国内外貨建債券取引約款	第5章 国内外貨建債券取引約款
第6章 MRF自動スイープ投資約款	第6章 MRF自動スイープ投資約款0
第7章 特定口座に係る上場株式等保管委託および 上場株式等信用取引	第7章 特定口座に係る上場株式等保管委託および上場株式等信用取引等
等約款	約款
第8章 特定管理口座約款	第8章 特定管理口座約款
第9章 非課税上場株式等管理に関する約款	第9章 非課税上場株式等管理に関する約款
第 10 章 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款	
第 11 章 振替決済口座管理約款	第 10 章 振替決済口座管理約款
第 12 章 外貨建 MMF 累積投資約款	第 11 章 外貨建 MMF 累積投資約款
個人情報保護宣言	個人情報保護宣言
お客様の個人情報の利用目的	お客様の個人情報の利用目的
※ 第6章、第7章、第8章、第9章、 <mark>第10章</mark> は法人のお客様には適用されませ	※ 第6章、第7章、第8章、第9章は法人のお客様には適用されません
\mathcal{h}_{\circ}	

第1章 総合取引約款

第1条 (約款の趣旨)

省略

第2条(総合取引の利用)

- (1)お客様は、この約款集に基づいて次の各号に掲げる取引およびサービス(以下「総合取引」といいます。)をご利用いただけます。
 - ①第2章に定める保護預り取引
 - ②第3章に定める外国証券取引
 - ③第4章に定める累積投資取引(キャッシングの取扱いを含む)
 - ④第5章に定める国内外貨建債券取引
 - ⑤第6章に定めるMRF自動スイープ投資取引
 - ⑥第2章に定める保護預りに係る有価証券または第11章に定める振替決済 口座に係る有価証券の利金・収益分配金および償還金に係る累積投資取 引
 - ⑦第7章に定める特定口座における取引
 - ⑧第8章に定める特定管理口座における取引
 - ⑨第9章に定める非課税口座における取引
 - ⑩第11章に定める振替決済口座の取引
 - ⑪第1章に定める金銭の受渡方法
 - ②第1章に定める有価証券取引
 - ③第1章に定める報告・連絡
- (2)~(5) 省略

第3条(申込方法等)

- (1)~(3)省略
- (4)すでに総合取引を契約済のお客様が、第4章に定める累積投資取引(第6章に定めるMRF自動スイープ投資約款に係る取引は除きます。)および第11章に定める振替決済口座の開設を行う場合は、お客様のお申し出により当該契約を締結したものとし、申込書の提出は不要とします。
- (5)すでに総合取引を契約済のお客様が、第7章に定める特定口座における取引を行う場合は別途、以下の書類を提出することによって、特定口座における取引を申し込むものとし、かつ、当社が承諾した場合に限り特定口座取引を開始することができます。
 - ①お届出事項変更・追加届
 - ②お客様の氏名、生年月日、住所および個人番号等を確認する書類
- (6) ~(8) 省略

旧

第1章 総合取引約款

第1条 (約款の趣旨)

省略

第2条(総合取引の利用)

- (1)お客様は、この約款集に基づいて次の各号に掲げる取引およびサービス(以下「総合取引」といいます。)をご利用いただけます。
 - ①第2章に定める保護預り取引
 - ②第3章に定める外国証券取引
 - ③第4章に定める累積投資取引(キャッシングの取扱いを含む)
 - ④第5章に定める国内外貨建債券取引
 - ⑤ 第6章に定める MRF 自動スイープ投資取引
 - ⑥第2章に定める保護預りに係る有価証券または第10章に定める振替決済 口座に係る有価証券の利金・収益分配金および償還金に係る累積投資取 引
 - ⑦第7章に定める特定口座における取引
 - ⑧第8章に定める特定管理口座における取引
 - ⑨第9章に定める非課税口座における取引
 - ⑩第10章に定める振替決済口座の取引
 - ⑪第1章に定める金銭の受渡方法
 - ②第1章に定める有価証券取引
 - ③第1章に定める報告・連絡
- (2)~(5) 省略

第3条(申込方法等)

- (1) ~(3)省略
- (4)すでに総合取引を契約済のお客様が、第4章に定める累積投資取引(第6章に定めるMRF自動スイープ投資約款に係る取引は除きます。)および第10章に定める振替決済口座の開設を行う場合は、お客様のお申し出により当該契約を締結したものとし、申込書の提出は不要とします。
- (5)すでに総合取引を契約済のお客様が、第7章に定める特定口座における取引を行う場合は別途、以下の書類を提出することによって、特定口座における取引を申し込むものとし、かつ、当社が承諾した場合に限り特定口座取引を開始することができます。
 - ①お届出事項変更・追加届
 - ②お客様の氏名、生年月日および住所等を確認する書類
- (6) ~(8) 省略

旧

第4条 ~19条 省略

第20条 (変更·喪失手続)

- (1)総合取引に係る申込書等の記載事項や届出事項等に変更がある場合は、当社所定の方法によりお取引店等にお届出ください。
- (2)届出印を失ったとき、または届出印、氏名もしくは名称、法人の場合における 代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったとき は、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「個人番号カ ード」等および「印鑑登録証明書」、「戸籍抄本」、「住民票の写し」等の書類を ご提出願うことがあります。
- (3)第1項のお届出があった場合は、当社は相当の手続きを完了した後でなければ保護預り証券およびお預り金の返還等、振替決済口座で管理する証券等の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- (4)第2項による変更後は、変更後の印影、氏名または名称、住所、共通番号等をもって届出印、氏名または名称、住所、共通番号等とします。

第21条~第24条 省略

第25条 (内部者の定義)

内部者とは、次に掲げるいずれかに該当する方をいいます。

- ①次に該当する方
 - イ 上場会社等の役員等(取締役、監査役、会計参与、執行役またはこれに 類する役職にある方)
 - ロ 上場投資法人等の執行役員または監督役員
 - ハ 上場投資法人等の資産運用会社の役員等
- ②上場会社等の主要株主
- ③第1号に該当する方の配偶者およびその同居者
- ④上場会社等の大株主または帳簿閲覧権を有する方
- ⑤上場会社等または上場投資法人等の資産運用会社の幹部職員(執行役員、部長職、その他役員に準ずる役職にある方。上場投資法人等の執行役員を除く。)

第4条~19条 省略

第20条 (変更・喪失手続)

- (1)総合取引に係る申込書等の記載事項や届出事項等に変更がある場合は、当社所定の方法によりお取引店等にお届出ください。
- (2)届出印を失ったとき、または届出印、氏名もしくは名称、法人の場合における 代表者の役職氏名、住所、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに 当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑登録証明書」、「戸 籍抄本」、「住民票の写し」等の書類をご提出願うことがあります。
- (3)第 1 項のお届出があった場合は、当社は相当の手続きを完了した後でなければ保護預り証券およびお預り金の返還等、振替決済口座で管理する証券等の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- (4)第2項による変更後は、変更後の印影、氏名または名称、住所等をもって届出印、氏名または名称、住所等とします。

第21条~第24条 省略

第25条 (内部者の定義)

内部者とは、次に掲げるいずれかに該当する方をいいます。

- ① 次に該当する方
 - イ. 上場会社等の役員等(取締役、監査役、会計参与、執行役またはこれに類する役職にある方)
 - ロ. 上場投資法人等の執行役員または監督役員
 - ハ. 上場投資法人等の資産運用会社の役員等
- ② 上場会社等の主要株主
- ③ 第1号に該当する方の配偶者およびその同居者
- ④ 上場会社等の大株主
- ⑤ 上場会社等の帳簿閲覧権を有する方
- ⑥ 上場会社等または上場投資法人等の資産運用会社の幹部職員(執行役員、部長職、その他役員に準ずる役職にある方。上場投資法人等の執行

- ⑥上場会社等または上場投資法人等の資産運用会社の使用人のうち重要事 実を知り得る可能性の高い部署に所属する方(⑤を除く。)
- ⑦第1号に該当しなくなった後1年以内の方
- ⑧上場会社等の親会社または主な特定関係法人(特定関係法人が親会社の場合。なお、主な特定関係法人とは、上場投資法人等の資産運用会社の特定関係法人のうち主なものをいいます。以下同じ。)の役員等、幹部職員、使用人のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する方および退任後1年以内の役員等
- ⑨上場会社等の子会社または主な特定関係法人(特定関係法人が子会社の場合)の役員等、幹部職員、使用人のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する方および退任後1年以内の役員等
- ⑩上場会社等の一般職員(契約社員、非常勤職員、アルバイト、パートタイマーなどの使用人の方で、雇用の形態を問いません。)
- ⑪上場会社等の親会社・子会社の一般職員
- ②その他(上場会社等と顧問契約をしている監査法人、公認会計士、税理士、 顧問弁護士等)
- (13)上場会社等の親会社もしくは主な子会社または主な特定関係法人

第26条 以下省略

⑦ 第1号に該当しなくなった後1年以内の方

役員を除く。)

⑧ 上場会社等の親会社の役員等、幹部職員、使用人のうち重要事実を知り 得る可能性の高い部署に所属する方および退任後1年以内の役員等

旧

- ⑨ 上場会社等の子会社の役員等、幹部職員、使用人のうち重要事実を知り 得る可能性の高い部署に所属する方および退任後1年以内の役員等
- ⑩ 主な特定関係法人(上場投資法人等の資産運用会社の特定関係法人のうち主なものをいいます。以下同じ。)の役員等および退任後1年以内の役員等
- ① 主な特定関係法人の使用人その他の従業者のうち幹部職員および重要 事実を知り得る可能性の高い部署に所属する方
- ② 上場会社等または上場投資法人等の資産運用会社の使用人のうち重要 事実を知り得る可能性の高い部署に所属する方(⑥を除く。)
- (3) 上場会社等の親会社もしくは主な子会社または主な特定関係法人
- ④ 上場会社等の一般職員(契約社員、非常勤職員、アルバイト、パートタイマーなどの使用人の方で、雇用の形態を問いません)
- ⑤ 上場会社等の親会社・子会社の一般職員
- ⑩ その他(上場会社等と顧問契約等を締結している監査法人、公認会計士、税理士、顧問弁護士等)

第26条 以下省略

第2章 保護預り約款

第1条~第5条 省略

第6条(混蔵保管中の債券の抽せん償還が行われた場合の取扱い)

混蔵して保管している債券が抽せん償還に当選した場合における被償還者の 選定および償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正か つ厳正に行います。

第6条の2(共通番号の届出)

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関連法令の定めに従って、保護預り口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令の定めがある場合に、お客様の共通番号を当社にお届けいただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

第7条(当社への届出事項)

- (1)保護預り口座設定申込書に押捺された印影および記載された住所、氏名または名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名、共通番号等をもって、届出印、住所、氏名または名称、生年月日、共通番号等とします。
- (2)お客様が、法律により株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に 規定する優先出資証券および投資証券(以下「株券等」といいます。)に係る 名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、 前項の申込書を当社に提出していただく際、その旨をお届出いただきます。こ の場合、「パスポート」、「在留カード」、「特別永住者証明書」等の書類をご提 出願うことがあります。

第8条 ~第15条 省略

第16条 (振替決済制度に係る有価証券の管理)

有価証券の無券面化を柱とする「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「振替法」といいます。)に基づく振替決済制度において、当社が口座管理機関として取り扱うことができる有価証券については、この章の規定にかかわらず、第 11 章に定める同制度に基づく振替決済口座において管理させていただきます。

IΒ

第2章 保護預り約款

第1条~第5条 省略

第6条(混蔵保管中の債券の抽せん償還が行われた場合の取扱い)

混蔵して保管している債券が抽せん償還に当選した場合における被償還者の 選定および償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正か つ厳正に行います。

(新規追加)

第7条(当社への届出事項)

- (1)保護預り口座設定申込書に押捺された印影および記載された住所、氏名または名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名等をもって、届出印、住所、氏名または名称、生年月日等とします。
- (2)お客様が、法律により株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に 規定する優先出資証券および投資証券(以下「株券等」といいます。)に係る 名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、 前項の申込書を当社に提出していただく際、その旨をお届出いただきます。こ の場合、「パスポート」、「在留カード」、「特別永住者証明書」等の書類をご提 出願うことがあります。

第8条~第15条 省略

第16条 (振替決済制度に係る有価証券の管理)

有価証券の無券面化を柱とする「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「振替法」といいます。)に基づく振替決済制度において、当社が口座管理機関として取り扱うことができる有価証券については、この章の規定にかかわらず、第 10 章に定める同制度に基づく振替決済口座において管理させていただきます。

八十二証券の証券総合サービス約款集 新旧対比表	T
新	li li
第 3 章 外国証券取引口座約款	第 3 章 外国証券取引口座約款
第1条~第21条 省略	第1条~第21条 省略
第22条 (金銭の授受)	第22条 (金銭の授受)
(1)本節に規定する外国証券の取引等に関して行う当社とお客様との間における	(1)本節に規定する外国証券の取引等に関して行う当社とお客様との間における
金銭の授受は、円貨または外貨(当社が応じ得る範囲内でお客様が指定す	金銭の授受は、円貨または外貨(当社が応じ得る範囲内でお客様が指定す
る外貨に限ります。)によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、	る外貨に限ります。)によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、
別に取決めまたは指定のない限り、換算日における当社が定めるレートにより	別に取決めまたは指定のない限り、換算日における当社が定めるレートにより
ます。	ます。
(2)前項の換算日は、売買代金については約定日、本章第17条第1号から第4	(2)前項の換算日は、売買代金については約定日、本章第17条第1号から第4
号までに定める処理に係る決済については当社がその全額の受領を確認し	号までに定める処理に係る決済については当社がその全額の受領を確認し
た日とします。	た日とします。
第 22 条の 2 (共通番号の届出)	(Internal III)
お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に	(新規追加)
関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令の定めに従って、	
振替決済口座を開設するとき、番号法第2条第5項に規定する個人番号又は	
同条第 15 項に規定する法人番号の通知を受けたときその他番号法その他の	
関係法令が定める場合に、お客様の個人番号または法人番号を当社にお届	
出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を	
行わせていただきます。	
第23条 以下省略	第23条 以下省略

l 十二証券の証券総合サービス約款集 新旧対比表	
<u>新</u>	la l
第4章 累積投資取引約款	第4章 累積投資取引約款
引条~第7条 省略	第1条~第7条 省略
第8条(投資信託の換金または振替) (1)当社は、累積投資契約に係る投資信託の換金の申込みを受けたときは、本章の規定等に従い、当該投資信託の換金を行います。 (2)前項による換金により、当社がお客様に代わって受領した当該投資信託の換金代金(当該投資信託の目論見書に規定する所定の価額に換金口数を乗じた金額)については、当該換金代金から、当該換金に係る費用等(換金に係る手数料がかかる場合は当該手数料およびそれに伴う消費税、換金に伴い源泉徴収等がされる場合には当該税金等)を差し引いた残額を、当該投資信託の目論見書に規定する所定の日以後に、お客様にお支払いします。 (3)お客様の振替決済口座で管理されている累積投資契約に係る投資信託を他の口座管理機関へ振替される場合には、第 11 章の規定に従って振替の手続きをするものとします。	第8条(投資信託の換金または振替) (1)当社は、累積投資契約に係る投資信託の換金の申込みを受けたときは、本章の規定等に従い、当該投資信託の換金を行います。 (2)前項による換金により、当社がお客様に代わって受領した当該投資信託の換金代金(当該投資信託の目論見書に規定する所定の価額に換金口数を乗じた金額)については、当該換金代金から、当該換金に係る費用等(換金に係る手数料がかかる場合は当該手数料およびそれに伴う消費税、換金に伴い源泉徴収等がされる場合には当該税金等)を差し引いた残額を、当該投資信託の目論見書に規定する所定の日以後に、お客様にお支払いします。 (3)お客様の振替決済口座で管理されている累積投資契約に係る投資信託を他の口座管理機関へ振替される場合には、第 10 章の規定に従って振替の手続きをするものとします。
ᄷᄼᄼᄼᄼᄼᄼ	
第9条 以下省略	第9条 以下省略

第7章 特定口座に係る上場株式等保管委託および 上場株式等信用取引等約款

第1条(約款の趣旨)

- (1)本章の規定は、お客様(個人のお客様に限ります。)が当社において設定する租税特別措置法第37条の11の3第1項に規定する特定口座に関する取扱いを定めることを目的とするものです。
- (2)前項のほか、お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例の適用を受けるため、当社に設定された特定口座(次条第2項により設定される口座(以下「源泉徴収選択口座」といいます。)に限ります。)における上場株式等の配当等の受領について、租税特別措置法第37条の11の6第4項第1号に規定される要件および当社との権利義務関係を明確にすることも目的とします。
- (3)お客様と当社の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、本章に定めがない場合は、諸法令およびこの約款集の他の章の規定によるものとします。

第2条(特定口座開設届出書等の提出)

- (1)お客様は、当社所定の方法により、あらかじめ、次の各号の書類を当社に提出または提示することにより、特定口座の開設を申し込むものとし、当社がこれを承諾した場合に、特定口座の開設および特定口座を通じた取引を行うことができるものとします。ただし、当社に複数の特定口座を開設することはできないものとします。
 - ①特定口座開設届出書
 - ②当社所定のお客様の氏名、生年月日および住所等を確認する書類
- (2)お客様が、当社所定の方法により、あらかじめ、当社に対し、特定口座源泉徴収選択届出書(以下「選択届出書」といいます。)を提出したときは、特定口座内保管上場株式等の譲渡および特定口座において処理される上場株式等の信用取引および発行日取引(以下「信用取引等」といいます。)に係る差金決済による所得について、特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する特例(以下「源泉徴収」といいます。)の適用を受けるものとします。

また、選択届出書が提出された年の翌年以後については、お客様から源泉 徴収を選択しない旨のお申出がない限り、選択届出書の提出があったものと 旧

第7章 特定口座に係る上場株式等保管委託および 上場株式等信用取引等約款

第1条(約款の趣旨)

- (1)本章の規定は、お客様(個人のお客様に限ります。)が当社において設定する租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座に関する取扱いを定めることを目的とするものです。
- (2)前項のほか、お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例の適用を受けるため、当社に設定された特定口座(次条第2項により設定される口座(以下「源泉徴収選択口座」といいます。)に限ります。)における上場株式等の配当等の受領について、租税特別措置法第37条の11の6第4項第1号に規定される要件および当社との権利義務関係を明確にすることも目的とします。
- (3)お客様と当社の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、本章に定めがない場合は、諸法令およびこの約款集の他の章の規定によるものとします。

第2条(特定口座開設届出書等の提出)

- (1)お客様は、当社所定の方法により、あらかじめ、次の各号の書類を当社に提出または提示することにより、特定口座の開設を申し込むものとし、当社がこれを承諾した場合に、特定口座の開設および特定口座を通じた取引を行うことができるものとします。ただし、当社に複数の特定口座を開設することはできないものとします。
 - ①-租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 1 号に定める特定口座開設 品出書
 - ②当社所定のお客様の氏名、生年月日および住所等を確認する書類
- (2)お客様が、当社所定の方法により、あらかじめ、当社に対し、<mark>租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する</mark>特定口座源泉徴収選択届出書(以下「選択届出書」といいます。)を提出したときは、特定口座内保管上場株式等の譲渡および特定口座において処理される上場株式等の信用取引および発行日取引(以下「信用取引等」といいます。)に係る差金決済による所得について、租税特別措置法第37条の11の4に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する特例(以下「源泉徴収」といいます。)の適用を受けるものとします。

また、選択届出書が提出された年の翌年以後については、お客様から源泉徴収を希望しない旨のお申し出がない限り、選択届出書の提出があったもの

みなします。なお、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡または 信用取引等に係る差金決済の後には、当該年内に特定口座における源泉徴収の取扱いを変更することはできません。

(3)お客様が、当社に対して次条第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受ける上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定(上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定)において受領される場合には、前項に規定されるその年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡または信用取引等に係る差金決済の前であっても、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払いが確定した日以後、源泉徴収を選択しない旨の申し出を行うことはできません。

第3条(源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出)

- (1)お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例の適用を受けるためには、当社に前条に規定する特定口座を開設していただくとともに、同条第2項に規定する選択届出書を提出いただき、上場株式等の配当等の支払確定日の5営業日前までに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第2項および同法施行令第25条の10の13第2項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出していただく必要があります。
- (2)お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、上場株式等の配当等の支払確定日の5営業日前までに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第3項および同法施行令第25条の10の13第4項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出していただく必要があります。ただし、お客様が特定口座廃止届出書(租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定されるものをいいます。以下同じ。)を提出される場合を除きます。

第4条(特定保管勘定における保管の委託等)

(1) 上場株式等の保管の委託等は、当該保管の委託等に係る口座に設けられた特定保管勘定(当該口座に保管の委託等がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。)において行います。

旧

- とみなします。なお、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡または信用取引等に係る差金決済の後には、当該年内に特定口座における源泉 徴収の取扱いを変更することはできません。
- (3)お客様が、当社に対して次条第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受ける上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定(上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定)において受領される場合には、前項に規定されるその年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡または信用取引等に係る差金決済の前であっても、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払いが確定した日以後、源泉徴収を希望しない旨の申し出を行うことはできません。

第3条(源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出)

- (1)お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例の適用を受けるためには、当社に前条に規定する特定口座を開設していただくとともに、同条第2項に規定する選択届出書を提出いただき、上場株式等の配当等の支払確定日の5営業日前までに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第2項および同法施行令第25条の10の13第2項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出していただく必要があります。
- (2)お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、上場株式等の配当等の支払確定日の5営業日前までに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第3項および同法施行令第25条の10の13第4項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出していただく必要があります。ただし、お客様が特定口座廃止届出書(租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定されるものをいいます。以下同じ。)を提出される場合を除きます。

第4条(特定保管勘定における保管の委託等)

(1)特定口座内保管上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録、または当社への保管の委託は、特定保管勘定(本章の規定に基づき特定口座において振替口座簿への記載もしくは記録がされ、または当社への保管の委託がされる上場株式等につき、当該振替口座簿への記載もしくは記録、または当社への保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。)において行います。

(2) 上場株式等の信用取引等は、特定信用取引等勘定(当該口座において処理される上場株式等の信用取引等につき、当該信用取引等の処理に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。)において行います。

第5条(特定上場株式配当等勘定における処理)

第3条第1項の規定により源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定において処理いたします。

第6条(特定口座開設後の取引)

- (1)当社に特定口座を設定したお客様が当社との間で行う上場株式等の取引に関しては、特にお申し出のない限り、すべて特定口座を通じて行います。
- (2)前項にかかわらず、第9章に定める非課税口座を開設されているお客様(その年分の非課税管理勘定が当社の非課税口座に設けられているお客様に限ります。)については、上場株式等の取引を当該非課税管理勘定で行うか、特定口座で行うかを選択していただくものとします。

第7条(所得金額の計算)

当社は、特定口座内保管上場株式等の譲渡および特定口座において処理される上場株式等の信用取引等に係る差金決済による所得金額の計算、並びに源泉徴収選択口座内配当等に係る所得の計算については、租税特別措置法、その他関係法令および政省令の定めに基づき行います。

第8条(特定口座に受け入れる上場株式等の範囲等)

- (1) 当社は、お客様の特定保管勘定においては、以下に定める上場株式等(租税特別措置法第29条の2第1項の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のうち、特定口座への受入が、社債、株式等の振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載、または記録をする方法により行われるもののみを受入れます。
 - ①特定口座開設届出書の提出後に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等又は当社から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上場株式等
 - ②当社以外の金融商品取引業者等に開設されているお客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等であって、所定の方法により、当社の特定口座に移管(一部移管の場合には、同一銘柄の特定口座内保管上場株式等が全て移管される場合に限ります。)された上場株式等
 - ③ 当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する

ΙH

(2)上場株式等の信用取引等は、特定信用取引等勘定(本章の規定に基づき特定口座において処理される上場株式等の信用取引等につき、当該信用取引等の処理に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。)において行います。

第5条(特定上場株式配当等勘定における処理)

第3条第1項の規定により源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定において処理いたします。

第6条(特定口座開設後の取引)

- (1)当社に特定口座を設定したお客様が当社との間で行う上場株式等の取引に関しては、特にお申し出のない限り、すべて特定口座を通じて行います。
- (2)前項にかかわらず、第9章に定める非課税口座を開設されているお客様(その年分の非課税管理勘定が当社の非課税口座に設けられているお客様に限ります。)については、上場株式等の取引を当該非課税管理勘定で行うか、特定口座で行うかを選択していただくものとします。

第7条(所得金額の計算)

当社は、特定口座内保管上場株式等の譲渡および特定口座において処理される上場株式等の信用取引等に係る差金決済による所得金額の計算、並びに源泉徴収選択口座内配当等に係る所得の計算については、租税特別措置法、その他関係法令および政省令の定めに基づき行います。

第8条(特定口座に受け入れる上場株式等の範囲等)

- (1)当社は、お客様の特定保管勘定においては、以下に定める上場株式等(租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のうち、特定口座への受入れが、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といいます。)に規定する振替口座簿に記載もしくは記録をし、または保管の委託をする方法により行われるもののみを受け入れます。
 - ①特定口座開設届出書の提出後に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等または当社から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受け入れるもの
 - ②当社以外の金融商品取引業者等に開設されているお客様の特定口座に受け入れられている特定口座内保管上場株式等であって、所定の方法により、当社の特定口座に移管(一部移管の場合には、同一銘柄の特定口座内保管上場株式等がすべて移管される場合に限ります。)されるもの
 - ③ 当社が行う上場株式等の募集(金商法第2条第3項に規定する有価証券

有価証券の募集に該当するものに限ります。)により取得した上場株式等

- ④当社に開設された特定口座に設けられた特定信用取引等勘定において 行った信用取引等により買い付けた上場株式等のうち、その受渡の際に、 特定保管勘定への振替の方法により受入れる上場株式等
- ⑤贈与・相続(限定承認に係るものを除く。以下同じです。)又は遺贈(包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除く。以下同じです。)により取得した当該贈与した者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社又は他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座に引続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により、移管(一部移管の場合には、同一銘柄の特定口座内保管上場株式等が全て移管される場合に限ります。)された上場株式等
 - ⑥ 特定口座内上場株式等につき、株式又は投資信託若しくは特定受益 証券発行信託の受益権の分割又は併合により取得する上場株式等で 当該分割又は併合に係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、 保管の委託等をする方法により行われるもの
 - ⑦ 特定口座内上場株式等につき、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は投資信託及び投資法人に関する法律第88条の13に規定する新投資口予約権無償割当てにより取得する上場株式等で当該株式無償割当て又は新株予約権無償割当てに係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- ⑧ 特定口座内保管上場株式等につき、法人の合併(法人課税信託に係る信託の併合を含みます。)(合併法人の株式若しくは出資又は合併親会社株式のいずれか一方のみの交付が行われるもの(当該法人の株主等に当該合併法人の株式若しくは出資又は合併親法人株式及び当該法人の株主等に対する株式又は出資に係る剰余金の配当、利益の配当または剰余金の分配として交付される金銭その他の資産のみの交付がされるもの並びに合併に反対する株主等の買取請求に基づく対価として金銭その他の資産が交付されるものを含みます。)に限ります。)により取得する当該合併法人の株式若しくは出資又は合併親法人株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- ⑨ 特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益者がその投資信

旧

- の募集に該当するものに限ります。)の取扱いにより取得した上場株式等
- ④ 当社に開設された特定口座に設けられた特定信用取引等勘定において 行った信用取引等により買い付けた上場株式等のうち、その受渡しの際 に、特定保管勘定への振替の方法により受け入れるもの
- ⑤ 贈与・相続(限定承認に係るものを除く。以下同じ。)または遺贈(包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除く。以下同じ。)により取得した当該贈与した者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者の当社または他の金融商品取引業者に開設していた特定口座に引続き保管の委託がされている上場株式等であって、所定の方法により、移管(一部移管の場合には、同一銘柄の特定口座内保管上場株式等が全て移管される場合に限る。)されたもの
- ⑥お客様が、次に掲げる事由により取得した上場株式等であって、特定口座 内保管上場株式等を基因とし、振替法に規定する振替口座簿に記載もし くは記録をし、または保管の委託をする方法で受入れるもの等、関係法令 の定めにより特定保管勘定への受入れが認められているもの
 - イ 上場株式等の分割または併合
 - 口法人の合併
 - ハ法人の分割
 - ニ株式交換等
 - ホ 特定口座内保管上場株式等に付与された新株予約権の行使
 - へ上場株式等償還特約付社債(EB)償還で取得する上場株式
 - ト 有価証券オプション取引の権利行使で取得する上場株式
 - ⑥の項目を詳細列記 (新⑥~13)

新 旧 託の併合(当該投資信託の受益者に当該併合に係る新たな投資信託 の受益権のみが交付されるもの(投資信託の併合に反対する当該受益 者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の 資産が交付されるものを除きます。)に限ります。)により取得する新たな 投資信託の受益権で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする 方法により行われるもの ⑩ 特定口座内保管上場株式等につき、法人の分割(分割法人の株主等 に分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式のいずれか一方 の株式のみの交付が行われるもの(当該分割法人の株主等に当該分 割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式及び当該分割法人の 株主等に対する剰余金の配当または利益の配当として交付された分割 対価資産以外の金銭その他の資産のみの交付がされるものを含みま す。)に限ります。)により取得する当該分割承継法人の株式または当 該分割承継親法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等 をする方法により行われるもの Ⅲ 特定口座内保管上場株式等につき、所得税法第57条の4第1項に規 定する株式交換により取得する株式交換完全親法人の株式若しくは当 該株式交換完全親法人の親法人の株式又は同条第2項に規定する株 式移転により取得する株式移転完全親法人の株式で、特定口座への 受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの ② 特定口座内保管上場株式等である取得請求権付株式の請求権の行 使、取得条項付株式の取得事由の発生、全部取得条項付種類株式の 取得決議又は取得条項付新株予約権の付された新株予約権付社債 の取得事由の発生により取得する上場株式等で、特定口座への受入 れを、保管の委託等をする方法により行われるもの (13) 特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権若しくは特定口座 内保管上場株式等について与えられた株式の割当てを受ける権利又 は新株予約権の行使又は特定口座内保管上場株式等について与えら れた取得条項付新株予約権の取得事由の発生又は行使により取得す る上場株式等で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法に より行うもの

- (4) お客様が、租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項の規定により 開設された出国口座に係る振替口座簿に引き続き記載もしくは記録がされ、または当該出国口座に保管の委託がされている上場株式等で、お客様からの出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出により当該出国口座から特定口座への移管により、そのすべてを受け入れるもの
- ⑤お客様が当社に開設する非課税口座で管理されていた上場株式等で、 所定の方法により、お客様が当社に設定される特定口座へ移管により受け 入れるもの(同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。)
- ⑯その他、租税特別措置法等、関係法令および政省令で定められた上場株 式等
- (2) 当社は、お客様の特定信用取引等勘定においては特定口座開設届出書の提出後に開始する上場株式等の信用取引等に関する事項のみを処理いたします。

第9条(源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)

- (1)当社はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等(租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等をいいます。)に該当するもの(当該源泉徴収口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等に係るものに限ります。)のみを受入れます。
 - ①租税特別措置法第3条の3第2項に規定する国外公社債等の利子等(同条第1項に規定する国外一般公社債等の利子等を除きます。)で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
 - ②租税特別措置法第8条の3第2項第2号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
 - ③ 租税特別措置法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等で同条 第2項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
 - ④ 租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
- (2) 当社が支払いの取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当社が当該上場株式等の配当等をその支払いをする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

旧

- ⑦お客様が、租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項の規定により開設された出国口座に係る振替口座簿に引き続き記載もしくは記録がされ、または当該出国口座に保管の委託がされている上場株式等で、お客様からの出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出により当該出国口座から特定口座への移管により、そのすべてを受け入れるもの
- ⑧お客様が当社に開設する非課税口座で管理されていた上場株式等で、 所定の方法により、お客様が当社に設定される特定口座へ移管により受け 入れるもの(同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。)
- 9 その他、租税特別措置法等、関係法令および政省令で定められたもの
- (2) 当社は、お客様の特定信用取引等勘定においては特定口座開設届出書の提出後に開始する上場株式等の信用取引等に関する事項のみを処理いたします。

第9条(源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)

(1) 当社はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等に該当するもの(当該源泉徴収口座が開設されている当社の営業店に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業店に保管の委託がされている上場株式等(租税特別措置法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等をいいます。)に係るものに限ります。)のみを受け入れます。

(新規追加)

- ①租税特別措置法第8条の3第2項第2号に掲げる国外私募公社債等運 用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第3項の 規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
- ② 租税特別措置法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等で同条 第2項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
- ③ 租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
- (2) 当社が支払いの取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当社が当該上場株式等の配当等をその支払いをする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

旧

第10条(譲渡の方法)

特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法その他租税特別措置法施行令第25条の10の2第7項に定められる方法のいずれかにより行います。

第11条~第15条 省略

第16条 (特定口座内公社債等の価値喪失に関する事実確認書類の交付)

特定口座内公社債等の発行会社について清算結了等の一定の事実が発生し、当該特定口座内公社債等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、当該特定口座内公社債等に係る1単位当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。なお、その価値喪失の金額は、特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算には含まれません。

第17条 (契約の解約)

次の各号のいずれかに該当したときは、この契約は解約されます。 ①~④ 省略

第18条 (特定口座に係る事務)

特定口座に関する事項の細目については、関係法令および本章に規定する範囲内で、当社が定めるものとします。

第10条 (譲渡の方法)

特定保管勘定において保管の委託がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法のいずれかにより行います。

第11条~第15条 省略

(新規追加)

第16条 (契約の解約)

次の各号のいずれかに該当したときは、この契約は解約されます。 $(1) \sim (4)$ 省略

第17条 (特定口座に係る事務)

特定口座に関する事項の細目については、関係法令および本章に規定する範囲内で、当社が定めるものとします。

第8章 特定管理口座約款

第1条(約款の趣旨)

本章の規定は、お客様が当社に設定する租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理口座の開設等について、お客様と当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

第2条(特定管理口座の開設)

省略

第3条(特定管理口座における保管の委託等)

当社に特定管理口座が開設されている場合、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式又は公社債が上場株式等に該当しないこととなった場合の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託(以下「保管の委託等」といいます。)は、特に申出がない限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き当該特定管理口座において行います。

ただし、第9章(非課税上場株式等管理に関する約款)に定める非課税口座から特定口座に移管された上場株式等が次のいずれかに該当する場合は、特定管理口座への移管対象になりません。

- ① 金融商品取引所への上場が廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれのある銘柄として指定されている期間内に移管されたもの
- ② 金融商品取引業協会の定める規則に基づき、店頭管理銘柄株式として 指定されている期間内に移管されたもの

第4条(譲渡の方法)

- (1)特定管理口座において保管の委託等がされている特定管理株式等の譲渡 については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法により行い ます。
- (2)前項の規定にかかわらず、お客様が、当社に対して、特定管理株式等の売 委託の注文または当社に対する買い取りの注文を出すことができない場合が あります。
- (3)前項の規定により、お客様が当社に対して特定管理株式等に係る注文を出すことができない場合には、お客様が特定管理株式等を譲渡される前に、当該特定管理株式等を特定管理口座から払い出すことといたします。

第5条(特定管理株式等の譲渡、払出しに関する通知)

特定管理口座において特定管理株式等の譲渡、全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより、当該譲渡又は払出しをした当該特定管理株式等に関する一定の事項を書面又は電子

ĺΗ

第8章 特定管理口座約款

第1条(約款の趣旨)

本章の規定は、お客様が当社に設定する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理口座の開設等について、お客様と当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

第2条(特定管理口座の開設)

省略

第3条(特定管理口座における保管の委託等)

当社に特定管理口座が開設されている場合、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式が上場株式等に該当しないこととなった場合の振替口座簿への記載もしくは記録、または当社への保管の委託は、特に申し出がない限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き当該特定管理口座において行います。

(新規追加)

第4条(譲渡の方法)

- (1)特定管理口座において振替口座簿への記載もしくは記録がされ、または当社への保管の委託がされている特定管理株式の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法により行います。
- (2)前項の規定にかかわらず、お客様が、当社に対して、特定管理株式の売委託の注文または当社に対する買取りの注文を出すことができない場合があります。
- (3)前項の規定により、お客様が当社に対して特定管理株式に係る注文を当社に対して出すことができない場合には、お客様が特定管理株式を譲渡される前に、当該特定管理株式を特定管理口座から払い出すことといたします。

第5条(特定管理株式の譲渡、払出しに関する通知)

特定管理口座において特定管理株式の譲渡、全部または一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより、当該譲渡または払出しをした当該特定管理株式に関する一定の事項を書面または電子

情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第6条(特定管理株式等の価値喪失に関する事実確認書類の交付)

特定管理口座で管理している特定管理株式等の発行会社について清算結了等の一定の事実が発生し、当該特定管理株式等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、価値喪失株式等に係る 1 株当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。

第7条(契約の解約)

- (1)次の各号のいずれかに該当したときは、この契約は解約されます。
 - ①お客様から特定管理口座の廃止のお届出があった場合
 - ②お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき

(削除)

- ③お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止 届出書の提出があったものとみなされたとき
- ④お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき
- (5) やすかを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき
- (2)前項の規定にかかわらず、前項第2号又は第3号の事由が生じたときに、当社に開設されている特定管理口座において、特定管理株式等の保管の委託がされている場合、当該特定管理口座の全ての銘柄について、譲渡、払出し又は価値喪失があったときに、特定管理口座の廃止を行います。

第6条(特定管理株式の価値喪失に関する事実確認書類の交付)

特定管理口座で管理している特定管理株式の発行会社について清算結了等の一定の事実が発生し、当該特定管理株式の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式の銘柄、価値喪失株式に係る1株当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。

第7条(契約の解約)

- (1)次の各号のいずれかに該当したときは、この契約は解約されます。
 - ①お客様から特定管理口座の廃止のお届出があった場合
 - ②お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき
 - ③ 租税特別措置法施行令第25条の10の7第3項に定める特定口座廃止 届出書の提出があったとみなされたとき
 - ④ お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
 - ⑤ お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき
 - ⑥ やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき
- (2) 前項の規定にかかわらず、前項第2号又は第3号の事由が生じたときに、当社に開設されている特定管理口座において、特定管理株式の保管の委託がされている場合、当該特定管理口座の全ての銘柄について、譲渡、払出し又は価値喪失があったときに、特定管理口座の廃止を行います。

第9章 非課税上場株式等管理に関する約款

第1条(約款の趣旨)

省略

第2条(非課税口座開設届出書等の提出)

- (1) ~(4) 省略
- (5)第1項または第3項、第4項の際、お客様には当社に対して、同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類および住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、ご氏名、生年月日およびご住所及び個人番号を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。
- (6)~(7) 省略

第3条(非課税管理勘定の設定)

省略

第4条(非課税管理勘定における処理)

省略

第5条(非課税管理勘定終了時の取扱い)

- (1)非課税管理勘定は、その設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日において終了します。この場合、終了する非課税管理勘定に係る上場株式等は、当該非課税管理勘定から、お客様が当社に開設されている非課税口座に新たに設けられる他の年分の非課税管理勘定に移管することができます。
- (2)前項後段の規定にかかわらず、当該上場株式等を、お客様が当社に開設されている非課税口座に新たに設けられる他の年分の非課税管理勘定への移管をされない場合、当該上場株式等は、当該非課税口座以外の、お客様が当社に開設されている他の保管口座(一般口座または特定口座)に移管されます。
- (3)前二項の規定に基づく移管は、租税特別措置法施行令第25条の13第9項第1項または第2項の定めるところにより行うものとします。
- (4)第1項の規定にかかわらず、第6条第2項または第7条弟2項の規定により非課税管理勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該非課税管理

ΙH

第 9 章 非課税上場株式等管理に関する約款

第1条(約款の趣旨)

省略

第2条(非課税口座開設届出書等の提出)

- (1) ~(4) 省略
- (5)第1項または第3項、第4項の際、お客様には住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、ご氏名、生年月日およびご住所等の確認をさせていただきます。

(6)~(7) 省略

第3条(非課税管理勘定の設定)

省略

第4条(非課税管理勘定における処理)

省略

第5条(非課税管理勘定終了時の取扱い)

- (1)非課税管理勘定は、その設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日において終了します。この場合、終了する非課税管理勘定に係る上場株式等は、当該非課税管理勘定から、お客様が当社に開設されている非課税口座に新たに設けられる他の年分の非課税管理勘定に移管することができます。
- (2)前項後段の規定にかかわらず、当該上場株式等を、お客様が当社に開設されている非課税口座に新たに設けられる他の年分の非課税管理勘定への移管をされない場合、当該上場株式等は、当該非課税口座以外の、お客様が当社に開設されている他の保管口座(一般口座または特定口座)に移管されます。
- (3)前二項の規定に基づく移管は、租税特別措置法施行令第25条の13第9項の定めるところにより行うものとします。
- (4)第1項の規定にかかわらず、第6条第2項または第7条弟2項の規定により非課税管理勘定が廃止された場合は、当該規定に定める日に当該非課税管理

掛合は廃止な

勘定は廃止されます。

第6条(金融商品取引業者等変更届出書の提出および非課税管理勘定の廃止) 省略

第7条 (非課税口座廃止届出書の提出) 省略

第8条(非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲)

当社は、お客様の非課税口座に設けられる非課税管理勘定には、租税特別措置法第37条の14第1項に規定する上場株式等(租税特別措置法第29条の2第1項本文および第29条の3第1項本文の規定の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等および特定外国新株予約権に係る上場株式等を除きます。)のうち、非課税管理勘定への受入れが、振替法に規定する振替口座簿に記載または記録をする方法または当社への保管の委託により行われるもので、当該非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下「受入期間」といいます。)に、上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額、当該口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により所定の方法で受け入れる上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。本章第11条第2項において同じ。)の合計額が120万円を超えない以下の上場株式等のみを受け入れます。

- ①当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を 含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取得をした上場株式 等または当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に 規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)の取扱いにより取 得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該口座に受け入れるもの
- ② 当該非課税管理勘定を設けたお客様の非課税口座に係る他の年分の 非課税管理勘定、または当該非課税口座が開設されている当社の営業所 に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する 未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定から、 所定の方法により移管がされる上場株式等
- ③その他、租税特別措置法等、関係法令および政省令で定められたもの

第9条 (非課税口座内上場株式等の配当等の受領方法)

お客様が非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等について支払を受ける配当等のうち、上場株式(金融商品取引所に上場されている株式をいい、ETF(上場証券投資信託)、上場REIT(不動産投資信託)及び上場JDR(日本版預託証券)を含みま

勘定は廃止されます。

第6条(金融商品取引業者等変更届出書の提出および非課税管理勘定の廃止) 省略

旧

第7条 (非課税口座廃止届出書の提出)

省略

第8条(非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲)

当社は、お客様の非課税口座に設けられる非課税管理勘定には、租税特別措置法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等(租税特別措置法第29条の2第1項本文および第29条の3第1項本文の規定の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等および特定外国新株予約権に係る上場株式等を除きます。)のうち、非課税管理勘定への受入れが、振替法に規定する振替口座簿に記載または記録をする方法または当社への保管の委託により行われるもので、当該非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下「受入期間」といいます。)に、上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額、当該口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により所定の方法で受け入れる上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。本章第11条第2項において同じ。)の合計額が100万円を超えない以下の上場株式等のみを受け入れます。

- ①当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を 含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取得をした上場株式 等または当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に 規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)の取扱いにより取 得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該口座に受け入れるもの
- ② 当該非課税管理勘定を設けたお客様の非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から、所定の方法により移管がされる上場株式等
- ③その他、租税特別措置法等、関係法令および政省令で定められたもの

(新規追加)

旧

す。)について支払われる配当金及び分配金(以下「配当金等」といいます。) を非課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法について「株式数比 例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領する必要がありま す。

第10条(譲渡の方法)

お客様は、非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録または 保管の委託がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託によ る方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社 法第 192 条第1項の規定に基づいて行われる同項に規定する単元未満株式の 譲渡について、同項に規定する請求を当社を経由して行う方法、又は租税特別 措置法第 37 条の 10 第 3 項第 3 号又は第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭お よび金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法のいずれかにより 行います。

第11条(非課税口座内上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税 等)

(1) ~(3)省略

第12条(非課税口座での取引である旨のお申し出)

- (1)お客様が非課税管理勘定に係る受入期間内に、本章第8条第1号の規定に 基づき取得した上場株式等を当該非課税管理勘定に受け入れようとされる場合には、当該取得に係る注文等を行う際に、当社に対して非課税口座での 取引である旨お申し出いただきます。当該お申し出がない場合は、特定口座 または一般口座に受け入れさせていただきます。
- (2)前項の規定により、当該非課税管理勘定で受け入れようとする場合において、受け入れようとする上場株式等の取得対価の額の合計額が120万円を超える場合には、当該120万円を超える部分の上場株式等については、特定口座または一般口座に受け入れさせていただきます。
- (3)お客様が非課税口座で保有されている上場株式等を譲渡されるに際して、 非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有 されている場合には、非課税口座でのお取引である旨をお申し出いただくも のとします。

なお、お客様が当社の非課税口座で保有されている上場株式等を譲渡される場合において、当該上場株式等と同一の銘柄を複数の非課税管理勘定に

第9条(譲渡の方法)

お客様は、非課税管理勘定において振替口座簿への記載または記録がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法、上場株式等を発行した法人に対して行われる単元株式数に満たない数の株式(登録株を除きます。)の譲渡について買取請求を当社を経由する方法、当該譲渡に係る金銭の交付が当社の本支店を経由して行われる方法のいずれかにより行います。

第10条 (非課税口座内上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税 等)

(1) ~(3)省略

第11条 (非課税口座での取引である旨のお申し出)

- (1)お客様が非課税管理勘定に係る受入期間内に、本章第8条第1号の規定に 基づき取得した上場株式等を当該非課税管理勘定に受け入れようとされる場 合には、当該取得に係る注文等を行う際に、当社に対して非課税口座での 取引である旨お申し出いただきます。当該お申し出がない場合は、特定口座 または一般口座に受け入れさせていただきます。
- (2)前項の規定により、当該非課税管理勘定で受け入れようとする場合において、受け入れようとする上場株式等の取得対価の額の合計額が100万円を超える場合には、当該100万円を超える部分の上場株式等については、特定口座または一般口座に受け入れさせていただきます。
- (3)お客様が非課税口座で保有されている上場株式等を譲渡されるに際して、 非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有 されている場合には、非課税口座でのお取引である旨をお申し出いただくも のとします。

なお、お客様が当社の非課税口座で保有されている上場株式等を譲渡される場合において、当該上場株式等と同一の銘柄を複数の非課税管理勘定に

八十二証券の証券総合サービス約款集 新旧対比表

新	旧
受け入れられている場合には、先に受け入れられたものから譲渡することとさ	受け入れられている場合には、先に受け入れられたものから譲渡することとさ
せていただきます。	せていただきます。
第13条 (非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)	第12条 (非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)
省略	省略
第14条 (非課税口座年間取引報告書の送付)	第13条 (非課税口座年間取引報告書の送付)
省略	省略
第15条 (契約の解約)	第14条 (契約の解約)
省略	省略
第16条 (非課税口座に係る事務)	第15条 (非課税口座に係る事務)
省略	省略

新 旧 第 10 章 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款 (新規追加)

第1条 (約款の趣旨)

この約款は、租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座及び同項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する者(以下、「お客様」といいます。)が、同法第9条の9に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び同法第37条の14の2に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税(以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、八十二証株式会社(以下、「当社」といいます。)に開設された未成年者口座及び課税未成年者口座について、同法第37条の14の2第5項第2号及び第6号に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

- 2 当社は、この約款に基づき、お客様との間で租税特別措置法第 37 条の 14 の2第5項第2号に規定する「未成年者口座管理契約」及び同項第6号に規定する「課税未成年者口座管理契約」(以下、両者を合わせて「本契約」といいます。)を締結します。
- 3 お客様と当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「八十二証券の証券総合サービス約款集」その他の当社が定める契約条項及び租税特別措置法その他の法令によります。

第2条 (未成年者口座開設届出書等の提出)

お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の9月30日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号及び同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者

八十二証券の証券総合サービス約款集 新旧対比表	
新	旧
口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け	
入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月 30 日までの間	
は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を	
受理することはできません。なお、当社では別途税務署より交付を受けた「未成	
年者非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管いたします。	
2 当社に未成年者口座を開設しているお客様は、当社又は他の証券会社若しく	
は金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書 兼 未成年者口	
座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」又は租税特別措置法第 37 条	
の 14 第6項に規定する「非課税適用確認書の交付申請書」(当該申請書にあ	
っては、お客様がその年の1月1日において 20 歳である年の前年 12 月 31	
日までに提出されるものに限ります。)を提出することはできません。	
3 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合	
には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座	
廃止届出書」を提出してください。	
4 お客様がその年の3月 31 日において 18 歳である年(以下、「基準年」といい	
ます。)の前年 12 月 31 日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」	
を提出した場合又は租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により	
「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合(災害、疾病その	
他の租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の8第5項で定めるやむを得ない	
事由(以下、「災害等事由」といいます。)による移管又は返還で、当該未成年	
者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は	
預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てに	
ついて行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。)が生じた場合を除	
きます。)には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止さ	
れる日までの間にお客様が非課税で受領した配当等及び譲渡所得等につい	
て課税されます。	
5 当社が「未成年者口座廃止届出書」(お客様がその年1月1日において 19 歳	
である年の9月 30 日までに提出がされたものに限り、お客様が1月1日におい	
て 19 歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管	
理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届	

旧

出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当社はお客様に租税特別措置 法第 37 条の 14 の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を 交付します。

新

第3条(非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定)

未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第 37 条の 14 第1項各号に掲げるものをいいます。この約款の第 14 条から第 16 条、第 18 条及び第 24 条第1項を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。)につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、平成 28 年から平成 35 年までの各年(お客様がその年の1月1日において 20 歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。)の1月1日に設けられます。

- 2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあっては、所轄税務署長から当社にお客様の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があった日(設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。
- 3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この 約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場 株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取 引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、平成36 年から平成40年までの各年(お客様がその年の1月1日において20歳未満 である年に限ります。)の1月1日に設けられます。

第4条 (非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理)

未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定において処理いたします。

第5条 (未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)

規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされ る上場株式等で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円を超

八十二証券の証券総合サービス約款集 新旧対比表 新 旧 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、 次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第 29 条の2第1項本文又は同法第 29 条の3第1項本文の規定の適用を受けて取得した同法第 29 条の2第1項 に規定する特定新株予約権等又は同法第29条の3第1項に規定する特定外 国新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のみを受け入れます。 ① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属 する年の12月31日までの間(以下、「受入期間」といいます。)に受け入れ た上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入 の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い 込んだ金額をいい、当該未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定 からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し 時の金額をいいます。)の合計額が80万円を超えないもの イ 受入期間内に当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次 ぎ又は代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取得をし た上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2 条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)により 取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け 入れられるもの ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理 勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、租税特別措 置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口 座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等 ② 和税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替え て準用する同令第25条の13第10項各号に規定する上場株式等 2 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次 に掲げる上場株式等のみを受け入れます。 ① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理 勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、前項第1号ロに

② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第10項各号に規定する上場株式等

第6条 (譲渡の方法)

非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対してする方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法(当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われるものに限ります。)又は租税特別措置法第37条の10第3項第3号又は同法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

第7条 (課税未成年者口座等への移管)

未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。

- ① 非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下、「5年経過日」といいます。)において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等(第5条第1項第1号ロ又は同条第2項第1号の移管がされるものを除く)次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管
 - イ 5年経過日の属する年の翌年3月 31 日においてお客様が 18 歳未満で ある場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年口座と同時に設けられた 課税未成年者口座への移管
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管ロ 座への移管
- ② お客様がその年の1月1日において 20 歳である年の前年 12 月 31 日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管

第8条 (非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理)

非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がさ

八十二証券の証券総合サービス約款集 新旧対比表	
新	旧
れる上場株式等は、基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとな	
ります。	
① 災害等による返還等及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘	
定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第 16 項	
に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類する	
ものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第6項に定める事	
由(以下、「上場等廃止事由」といいます。)による未成年者口座からの払出	
しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他	
の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以	
外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還	
を行わないこと	
② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡(租税特	
別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約	
款のこの号及び第 16 条第2号において同じ。)で次に掲げる譲渡以外のも	
の(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経	
由して行われないものに限ります。)又は贈与をしないこと	
イ 租税特別措置法第 37 条の 10 第3項第1号、第2号、第5号及び第6号	
に規定する事由による譲渡	
ロ 租税特別措置法第37 条の11 第4項第1号に規定する投資信託の終了	
(同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。)による譲渡	
ハ 租税特別措置法第 37 条の 12 の2第2項第5号又は第8号に掲げる譲	
渡	
ニ 租税特別措置法施行令第 25 条の8第4項第1号に掲げる事由による同	
号に規定する新株予約権の譲渡	
ホ 所得税法第 57 条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式、同項	
第2号に規定する取得条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条項	
付種類株式又は同項第6号に規定する取得条項付新株予約権が付され	
た新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生	
又は取得決議(これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生又は	
取得決議を除きます。)による譲渡	
③ 当該上場株式等の譲渡の対価(その額が租税特別措置法第 37 条の 11	

旧

第3項又は第4項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。)又は当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産(上場株式等に係る同法第9条の8に規定する配当等で、当社が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないもの及び前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当社を経由して行われないものを除きます。以下、「譲渡対価の金銭等」といいます。)は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れ又は預託すること

第9条 (未成年者口座内上場株式等の配当等の受領方法)

お客様が支払を受ける未成年者口座内上場株式等の配当等のうち、上場株式(金融商品取引所に上場されている株式をいい、ETF(上場投資信託)、上場REIT(不動産投資信託)及び上場JDR(日本版預託証券)を含みます。)について支払われる配当金及び分配金(以下、「配当金等」といいます。)を非課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領する必要があります。

第10条 (未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)

第7条若しくは8条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。

第11条 (未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知)

未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部又は一部の払出し (振替によるものを含むものとし、特定口座(租税特別措置法第37条の11の 3第3項第1号に規定する特定口座をいいます。以下同じ。)以外の口座(同法 第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。)への移管に 係るものに限ります。)があった場合には、当社は、お客様(相続又は遺贈(贈 与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった 場合には、当該相続又は遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座 内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、その払出しがあった 未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額及び数、その払出しに係る事 由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。

旧

第12条 (出国時の取扱い)

お客様が、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当社に対して租税特別措置法施行令第25 条の13 の8第9項第2号に規定する出国移管依頼書を提出してください。

- 2 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。
- 3 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国(租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。)をした後、当社に帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 第8項に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。

第13条 (課税未成年者口座の設定)

課税未成年者口座(お客様が当社に開設している特定口座若しくはお客様から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座でこの約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。)は、未成年者口座と同時に設けられます。

第14条 (課税管理勘定における処理)

課税未成年者口座における上場株式等(租税特別措置法第 37 条の 11 第2 項に規定する上場株式等をいいます。以下第 14 条から第 16 条及び第 18 条において同じ。)の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は金銭その他の資産の預入れ若しくは預託は、同法第 37 条の 11 の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託がされる上場株式等又は預入れ若しくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において処理いたします。

第15条(譲渡の方法)

課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当社への売委託による方法、当社に対してする方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法(当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われるものに限ります。)又は租税特別措置法第37条の10第3項第3号又は同法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

第16条 (課税管理勘定での管理)

課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れ又は預託いたします。

第17条(課税管理勘定の金銭等の管理)

課税未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等及び当該課税未成年者口座に預入れ又は預託がされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。

- ① 災害等による返還等及び上場等廃止事由による課税未成年者口座からの 払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者 口座から他の保管口座への移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお 客様への返還を行わないこと
- ② 当該上場株式等の第 14 条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に 掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付 が、当社の営業所を経由して行われないものに限ります。)又は贈与をしな いこと

イ 租税特別措置法第 37 条の 10 第3項第1号、第2号、第5号又は第6号 に規定する事由による譲渡 旧

該課税未成年者口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当社

八十二証券の証券総合サービス約款集 新旧対比表 新 旧 ロ 租税特別措置法第37 条の11 第4項第1号に規定する投資信託の終了 (同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。)による譲渡 ハ 租税特別措置法第 37 条の 12 の2第2項第5号又は第8号に掲げる譲 渡 ニ 租税特別措置法施行令第 25 条の8第4項第1号に掲げる事由による同 号に規定する新株予約権の譲渡 ホ 所得税法第 57 条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式、同項 第2号に規定する取得条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条項 付種類株式又は同項第6号に規定する取得条項付新株予約権が付され た新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生 又は取得決議(これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生又は 取得決議を除きます。)による譲渡 ③ 課税未成年者口座又は未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委 託がされる上場株式等の取得のためにする払出し及び当該課税未成年者 口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該 金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年 者口座からの払出しをしないこと 第18条 (未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止) 第16条若しくは17条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等 事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未 成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を 廃止いたします。 第19条 (重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座があ る場合) お客様の基準年の1月1日において、当社に重複して開設されている当該課 税未成年者口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口 座(特定口座である当該課税未成年者口座に限ります。以下この条において 同じ。)を廃止いたします。 2 前項の場合において、廃止される課税未成年者口座に係る振替口座簿に記 載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等がある場合には、当

八十二証券の証券総合サービス約款集 新旧対比表	
新	旧
に開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座に移管します。	
第20条 (出国時の取扱い)	
お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの	
間は、この約款の第3章(第14条及び第18条を除く)の適用があるものとして	
取り扱います。	
第21条 (課税未成年者口座への入出金処理)	
お客様が課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客様本人に帰属する	
資金により行うこととし、入金はお客様名義の当社証券口座からの入金により	
行うことといたします。	
2 お客様が未成年者口座又は課税未成年者口座から出金又は証券の移管(以	
下この条において「出金等」といいます。)を行う場合には、次に定める取扱いと	
なります。	
① お客様名義の証券口座への移管	
② お客様名義の預貯金口座への出金	
3 前項各号に定める出金等を行うことができる者は、お客様又はお客様の法定	
代理人に限ることとします。	
4 お客様の法定代理人が第2項各号の出金等を行う場合には、当社は当該出	
金等に関してお客様の同意がある旨を確認することとします。	
5 前項に定める同意を確認できない場合には、当社は当該出金等に係る金銭又	
は証券がお客様本人のために用いられることを確認することとします。	
6 お客様本人が第2項第2号に定める出金等を行う場合には、お客様の法定代	
理人の同意(同意書の提出を含む)が必要となります。	
第22条(代理人による取引の届出)	
お客様の代理人が、未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当社に対して、代理人の届出を行っていただく必要が	
り場合には、めらかしめ自任に対して、代理人の油田を打っていただく必要があります。	
2 お客様が前項により届け出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ	
当社に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。	
3 お客様の法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を	

八十二証券の証券総合サービス約款集 新旧対比表	
新	П
行っている場合において、お客様が 20 歳に達した後も当該法定代理人が未	
成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合に	
は、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。	
4 お客様の法定代理人以外の者が第1項の代理人となる場合には、第1項の届	
出の際に、当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引	
を行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定の書類を提出していた	
だく必要があります。この場合において、当該代理人はお客様の2親等内の	
者、かつ、当社が認めた者に限ることとします。	
5 お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座	
において取引を行っている場合において、お客様が 20 歳に達した後も当該	
代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとす	
る場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要が	
あります。	
第23条 (法定代理人の変更)	
お客様の法定代理人に変更があった場合には、直ちに当社に届出を行ってい	
ただく必要があります。	
第24条(取引残高の通知)	
お客様が 15 歳に達した場合には、当社は未成年者口座及び課税未成年者	
口座に関する取引残高をお客様本人に通知いたします。	
第25条(未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示)	
お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等	
(未成年者口座への受入れである場合には、第3条第1項に規定する上場株	
式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第 13 条に規定	
する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。)、当社から取得した	
上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を	
未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取	
得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座又は課税未成年者口	
座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様	
から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。	
2 お客様が未成年者口座及び未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株	

旧

式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有している上場株式等 を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お 客様から特にお申出がない場合には、先に取得したものから譲渡することとさ せていただきます。

第26条(基準年以降の手続き等)

基準年に達した場合には、当社はお客様本人に払出制限が解除された旨及 び取引残高を通知いたします。

第27条 (非課税口座のみなし開設)

平成 29 年から平成 35 年までの各年(その年1月1日においてお客様が 20 歳である年に限ります。)の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合(出国中である場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の14 第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。

2 前項の場合には、お客様がその年1月1日において 20 歳である年の同日において、当社に対して同日の属する年の属する勘定設定期間(租税特別措置法第37条の14第5項第3号に規定する勘定設定期間をいいます。)の記載がある非課税適用確認書(同号に規定する非課税適用確認書をいいます。)が添付された非課税口座開設届出書(同項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で非課税上場株式等管理契約(同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。)が締結されたものとみなします。

第28条(本契約の解除)

次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。

- ① お客様又は法定代理人から租税特別措置法第 37 条の 14 の2第 20 項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
- ② 租税特別措置法第 37 条の 14 の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第 37 条の 14 の2第 20 項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日
- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項に定める「未成年者出

新 旧 国届出書」の提出があった場合 出国日 ④ お客様が基準年の1月1日以後に出国により居住者又は国内に恒久的施 設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法施行 令第25条の13の8第17項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提 出があったものとみなされた日(出国日) ⑤ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力 を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の8第 17 項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提 出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡し た日 ⑥ お客様がこの約款の変更に同意されないとき 当社の定める日 第29条 (合意管轄) この約款に関するお客様と当社との間の訴訟については、当社の本店又は支 店の所在地を管轄する裁判所の中から、当社が管轄裁判所を指定できるもの とします。 第30条(約款の変更) この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改 定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し、 又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知しま す。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更に同意 したものとみなします。 2 前項の通知は、変更の影響が軽微であると判断される場合には、当社ホーム ページへの掲載によって変えることがあります。

第 11 章 振替決済口座管理約款

第1条 (約款の趣旨)

省略

第2条 (振替決済口座)

省略

第3条(振替決済口座の開設)

省略

第3条の2(共通番号の届出)

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

第4条(加入者情報の取扱いに関する同意)

省略

第4条の2 (加入者情報の他の口座機関への通知の同意)

当社は、前条に基づき機構に通知した加入者情報(生年月日を除きます。)の 内容が、機構を通じて、お客様が他の口座管理機関に振替決済口座を開設し ている場合の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつ き、同意したものとして取り扱います。

第5条 (共通番号情報の取扱いに関する同意)

当社は、お客様の共通番号情報(氏名又は名称、住所、共通番号)について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取り扱い、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第6条(機構からの通知に伴う振替口座簿の記載または記録内容の変更に関する同意)

省略

第7条(発行者に対する代表者届けまたは代理人選任届けその他の届出)

(1)当社は、お客様が発行者に対する代表者届けまたは代理人選任届けその他の届出を行うときは、その取次ぎを当社に委託することにつき同意いただいたものとして取り扱います。

ΙH

第 10 章 振替決済口座管理約款

第1条 (約款の趣旨)

省略

第2条(振替決済口座)

省略

第3条(振替決済口座の開設)

省略

(新規追加)

第4条(加入者情報の取扱いに関する同意)

省略

第5条(加入者情報の他の口座機関への通知の同意)

当社は、前条に基づき機構に通知した加入者情報(生年月日を除きます。)の内容が、機構を通じて、お客様が他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、同意したものとして取り扱います。

(新規追加)

第6条(機構からの通知に伴う振替口座簿の記載または記録内容の変更に関する同意)

省略

第7条(発行者に対する代表者届けまたは代理人選任届けその他の届出)

(1)当社は、お客様が発行者に対する代表者届けまたは代理人選任届けその他の届出を行うときは、その取次ぎを当社に委託することにつき同意いただいたものとして取り扱います。

(2)前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投信または振替受益権については、総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知もしくは総受益者通知(以下本章第36条において「総株主通知等」といいます。)または個別株主通知、個別投資主通知もしくは個別優先出資者通知のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第8条(発行者に対する振替決済口座の所在の通知) 省略

第9条(振替制度で指定されていない文字の取扱い)

省略

第10条 (振替の申請)

- (1)省略
- (2)お客様が振替の申請を行うに当たっては、その4営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入のうえ記名し、届出印を押捺してご提出ください。
 - ① 当該振替において減少および増加の記載または記録がされるべき振替有 価証券の銘柄および金額、数量
 - ②お客様の振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが、保 有欄か質権欄かの別
 - ③前号の振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載または記録がされるべき振替株式等についての株主、新株予約権付社債権者、新株予約権者、投資主、新投資口予約権者、優先出資者または受益者(以下本条において「株主等」といいます。)の氏名または名称および住所並びに第 1 号の数量のうち当該株主等ごとの数量

4~8 省略

(3)~(6)省略

第11条 ~第14条 省略

第15条 (担保振替有価証券の取扱い)

(1)お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載または記録がされている担保 の目的で譲り受けた振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投信 旧

(2)前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替優先出資、振替上場投信または振替受益権については、総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総優先出資者通知もしくは総受益者通知(以下本章第36条において「総株主通知等」といいます。)または個別株主通知、個別投資主通知もしくは個別優先出資者通知のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第8条(発行者に対する振替決済口座の所在の通知)

省略

第9条(振替制度で指定されていない文字の取扱い)

省略

第10条 (振替の申請)

(1)省略

- (2)お客様が振替の申請を行うに当たっては、その4営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入のうえ記名し、届出印を押捺してご提出ください。
 - ① 当該振替において減少および増加の記載または記録がされるべき振替有 価証券の銘柄および金額、数量
 - ② お客様の振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが、保 有欄か質権欄かの別
 - ③前号の振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載または記録がされるべき振替株式等についての株主、新株予約権付社債権者、新株予約権者、投資主、優先出資者または受益者(以下本条において「株主等」といいます。)の氏名または名称および住所並びに第1号の数量のうち当該株主等ごとの数量

4)~(8) 省略

(3)~(6)省略

第11条 ~第14条 省略

第15条 (担保振替有価証券の取扱い)

(1)お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載または記録がされている担保 の目的で譲り受けた振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投信

旧

または振替受益権について、当社に対し、特別株主の申し出、特別投資主の申し出、特別優先出資者の申し出または特別受益者の申し出をすることができます。

(2)お客様は、振替の申請における振替元口座または振替先口座の加入者である場合には、振替機関に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載または記録がされた担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保新株予約権付社債、担保新株予約権、<mark>担保新投資口予約権、</mark>担保振替上場投資信託受益権および担保受益権(以下「担保振替有価証券」といいます。)の届出をしようとするときは、当社に対し、担保振替有価証券の届出の取次ぎの請求をするものとします。

お客様は、振替の申請における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、機構に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録がされた担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保新株予約権付社債、担保新株予約権、担保新投資口予約権、担保上場投資信託受益権及び担保受益権又は株式買取請求に係る振替株式、投資口買取請求に係る振替投資口、新株予約権付社債買取請求に係る振替新株予約権買取請求に係る振替新株予約権買取請求に係る振替新投資口予約権(以下「担保株式等」といいます。)の届出をしようとするときは、当社に対し、担保株式等の届出の取次ぎの請求をしていただきます。

(3)お客様は、担保株式等の届出の記録における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、当該記録に係る担保株式等についての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保株式等の数量についての記載又は記録がなくなったとき又は当該記録に係る株式買取請求に係る振替株式、投資口買取請求に係る振替投資口、新株予約権付社債買取請求に係る振替新株予約権者しくは新投資口予約権買取請求に係る振替新投資口予約権についてその買取りの効力が生じたとき若しくはその買取請求の撤回の承諾後に当該記録における振替先口座に当該振替株式、当該振替投資口、当該振替新株予約権付社債、当該振替新株予約権若しくは当該振替新投資口予約権の数についての記載若しくは記録がなくなったときは、当社に対し、遅滞なく、機構に対する担保株式等の届出の記録の解除の届出の取次ぎの請求をするものとします。

第16条 (担保設定者となるべき旨の申し出)

省略

または振替受益権について、当社に対し、特別株主の申し出、特別投資主の申し出、特別優先出資者の申し出または特別受益者の申し出をすることができます。

(2)お客様は、振替の申請における振替元口座または振替先口座の加入者である場合には、振替機関に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載または記録がされた担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保新株予約権付社債、担保新株予約権および担保振替上場投資信託受益権および担保受益権(以下「担保振替有価証券」といいます。)の届出をしようとするときは、当社に対し、担保振替有価証券の届出の取次ぎの請求をするものとします。

(3)お客様は、担保振替有価証券の届出の記録における振替元口座または振替先口座の加入者である場合には、当該記録に係る担保振替有価証券についての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保振替有価証券の数量についての記載または記録がなくなったときは、当社に対し、遅滞なく、振替機関に対する担保振替有価証券の届出の記録の解除につき届出の取次ぎの請求をするものとします。

第16条 (担保設定者となるべき旨の申し出)

省略

第17条 (信託の受託者である場合の取扱い)

省略

第18条 (振替先口座等の照会)

- (1)省略
- (2)省略
- (3)お客様が当社に対する振替株式等の質入れ、担保差入れ又は株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求 若しくは新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、当社がお客様から同意を得ているときは、当社は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。

第19条~第22条 省略

第23条 (振替株式等の発行者である場合の取扱い)

- (1)お客様が振替株式、振替投資口または振替優先出資の発行者である場合には、お客様の振替決済口座に記載または記録がされているお客様の発行する振替株式、振替投資口または振替優先出資(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。)について、当社に対し、一部抹消の申請をすることができます。
- (2)お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載又は記録がされている株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求又は新投資口予約権買取請求の目的で振替を受けた振替株式、振替投資口、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について、当社に対し、反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知又は反対新投資口予約権者の通知をしていただきます。

第24条~第26条 省略

第27条 (振替上場投資信託受益権の併合等に係る手続き)

- (1)当社は、振替上場投資信託受益権の併合または分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加または減少の記載または記録を行います。
- (2)当社は、信託の併合または分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加または減少の記載または記録を行います。

第28条~第35条 省略

旧

第17条 (信託の受託者である場合の取扱い)

省略

第18条 (振替先口座等の照会)

- (1)省略
- (2)省略
- (3)お客様が当社に対する振替株式等の質入れまたは担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、当社がお客様から同意を得ているときは、当社は機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。

第19条~第22条 省略

第23条 (振替株式等の発行者である場合の取扱い)

お客様が振替株式、振替投資口または振替優先出資の発行者である場合に は、お客様の振替決済口座に記載または記録がされているお客様の発行する 振替株式、振替投資口または振替優先出資(差押えを受けたものその他の法令 の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。)について、当 社に対し、一部抹消の申請をすることができます。

(新規追加)

第24条~第26条 省略

第27条 (振替上場投資信託受益権の併合等に係る手続き)

当社は、振替上場投信の併合または分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加または減少の記載または記録を行います。

(新規追加)

第28条~第35条 省略

旧

第36条 (総株主通知等に係る処理)

(1)当社は、振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日(振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、振替新投資口予約権にあっては衝投資口予約権者確定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確定日、振替上場投信および振替受益権にあっては受益者確定日。以下この条において同じ。)における株主(振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっては投資主、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者、振替上場投信および振替受益権にあっては受益者。なお、登録株式質権者、登録投資口質権者または登録優先出資質権者となるべき旨の申し出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。)の氏名または名称、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替株式等の銘柄および数量、その他機構が定める事項を報告します。

(2)~(4) 省略

第37条 (振替新株予約権の行使請求等)

- (1)お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載または記録されている振替新株予約権付社債について、発行者に対する新株予約権行使請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日または元利払期日および当社が必要と認めるときには当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。
- (2)お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載または記録されている振替新株予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求および当該新株予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日および当社が必要と認めるときは当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。
- (3)お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている 振替新投資口予約権について、発行者に対する新投資口予約権行使請求 及び当該新投資口予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすること

第36条 (総株主通知等に係る処理)

(1) 当社は、振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日(振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確定日、振替上場投信および振替受益権にあっては受益者確定日。以下この条において同じ。)における株主(振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっては投資主、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者、振替上場投信および振替受益権にあっては受益者。なお、登録株式質権者、登録投資口質権者または登録優先出資質権者となるべき旨の申し出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。)の氏名または名称、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替株式等の銘柄および数量、その他機構が定める事項を報告します。

(2)~(4) 省略

第37条 (振替新株予約権の行使請求等)

- (1)お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載または記録されている振替新株予約権付社債について、発行者に対する新株予約権行使請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日または元利払期日および当社が必要と認めるときには当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。
- (2)お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載または記録されている振替新株予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求および当該新株予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日および当社が必要と認めるときは当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。

(新規追加)

旧

ができます。ただし、当該新投資口予約権行使により交付されるべき振替投資口の銘柄に係る投資主確定日及び当社が必要と認めるときは当該新投資口予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。

- (4)前3項の発行者に対する新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求及び当該新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に行使請求の効力が生じます。
- (5)お客様は、第1項、第2項又は第3項に基づき、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、当該新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求をする振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の一部抹消の申請手続きを委任していただくものとします。
- (6)お客様は、前項に基づき、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、発行者の指定する払込取扱銀行の預金口座への当該新株予約権行使又は新投資口予約権行使に係る払込金の振込みを委託していただくものとします。
- (7)お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社 債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について、新株予約権行使 期間又は新投資口予約権行使期間が満了したしたときは、当社はただちに 当該振替新株予約権又は振替新投資口予約権の抹消を行います。
- (8)お客様は、当社に対し、第1項の請求と同時に当該請求により生じる単元未満株式の買取請求の取次ぎを請求することができます。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。
- (9)前8項の場合は、当社所定の手続料をいただきます。

第38条 (振替新株予約権付社債等の取扱い廃止に伴う取扱い)

(1)振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の取扱い廃止に際し、発行者が新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券を発行するときは、お客様は、当社に対し、発行者に対する新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券の発行請求の取次ぎを委託していただくこととなります。また、当該新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券は、当社がお客様に代わって受領し、これをお客様に交付するか、もしくは保護預り口座等でお預かりし

- (3)前二項の発行者に対する新株予約権行使請求および当該新株予約権行使 請求に係る払込みの取次ぎの請求については、機構の定めるところにより、 すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この 場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に行使請求の効力が生じま す。
- (4)お客様は、第1項または第2項に基づき、振替新株予約権付社債または振替新株予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、当該新株予約権行使請求をする振替新株予約権付社債または振替新株予約権の一部抹消の申請手続きを委任していただいたものとします。
- (5)お客様は、前項に基づき、振替新株予約権について新株予約権行使請求を 行う場合には、当社に対し、発行者の指定する払込取扱銀行の預金口座へ の当該新株予約権行使に係る払込金の振込みを委託していただいたものと します。
- (6)お客様の振替決済口座に記載または記録されている振替新株予約権付社 債または振替新株予約権について、新株予約権行使期間が満了したとき は、当社は直ちに当該振替新株予約権の抹消を行います。
- (7) お客様は、当社に対し、第1項の請求と同時に当該請求により生じる単元未満株式の買取請求の取次ぎを請求することができます。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。
- (8)前七項の場合は、当社所定の手続料をいただきます。

第38条 (振替新株予約権付社債等の取扱い廃止に伴う取扱い)

(1) 振替新株予約権付社債、振替新株予約権または振替上場投信の取扱い廃止に際し、発行者が新株予約権付社債券、新株予約権証券または受益証券を発行するときは、お客様は、当社に対し、発行者に対する新株予約権付社債券、新株予約権証券または受益証券の発行請求の取次ぎを委託していただくこととなります。また、当該新株予約権付社債券、新株予約権証券または受益証券は、当社がお客様に代わって受領し、これをお客様に交付するか、もしくは保護預り口座等でお預かりします。

旧

ます。 2)当社は、振替新株予約

(2)当社は、振替新株予約権付社債、振替新株予約権<mark>又は振替新投資口予約権</mark>の取扱い廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱い廃止日におけるお客様の氏名又は名称及び住所その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第39条 (振替新株予約権付社債に係る振替口座簿記載事項の証明書の交付 請求)

- (1)お客様(振替新株予約権付社債権者である場合に限ります。)は、当社に対し、振替口座簿のお客様の口座に記載または記録されている当該振替新株予約権付社債についての振替法第194条第3項各号に掲げる事項を証明した書面(振替法第222条第3項に規定する書面をいいます。)の交付を請求することができます。
- (2)お客様は、前項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請又は抹消の申請をすることはできません。また、お客様は、反対新株予約権付社債権者が振替法第222条第5項に規定する書面の交付を受けたときは、当該反対新株予約権付社債権者が当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請をすることはできません。
- (3)第1項の場合は、当社所定の手続料をいただきます。

第40条~第45条 省略

第46条 (解約等)

- (1)第1章第18条の規定に該当したときは、この契約は解約されます。
- (2)次の各号のいずれかに該当するお客様が契約を解約する場合には、速やかに振替株式等を他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座へお振替えいただくか、他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座を振替元口座として指定していただいたうえで、契約を解約していただきます。振替を行えない場合は、当該振替株式等を換金等し、金銭によりお返しすることがあります。なお、当該換金等によって生じた損害について、当社は責任を負いません。
 - ①お客様の振替決済口座に振替株式等についての記載または記録がされている場合
 - ②お客様が融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄

(2)当社は、振替新株予約権付社債、振替新株予約権または振替上場投信の取扱い廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱い廃止日におけるお客様の氏名または名称および住所その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第39条 (振替新株予約権付社債に係る振替口座簿記載事項の証明書の交付請求)

- (1)お客様(振替新株予約権付社債権者である場合に限ります。)は、当社に対し、振替口座簿のお客様の口座に記載または記録されている当該振替新株予約権付社債についての振替法第194条第3項各号に掲げる事項を証明した書面(振替法第222条第3項に規定する書面をいいます。)の交付を請求することができます。
- (2)お客様は、前項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請または抹消の申請をすることはできません。

(3) 第1項の場合は、当社所定の手続料をいただきます。

第40条~第45条 省略

第46条(解約等)

- (1)第1章第18条の規定に該当したときは、この契約は解約されます。
- (2)次の各号のいずれかに該当するお客様が契約を解約する場合には、速やかに振替株式等を他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座へお振替えいただくか、他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座を振替元口座として指定していただいたうえで、契約を解約していただきます。振替を行えない場合は、当該振替株式等を換金等し、金銭によりお返しすることがあります。なお、当該換金等によって生じた損害について、当社は責任を負いません。
 - ①お客様の振替決済口座に振替株式等についての記載または記録がされている場合
 - ②お客様が融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄

八十二証券の証券総合サービス約款集 新旧対比表	
新	IB
に担保株式等に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権	に担保株式等に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権
者、新株予約権者、新投資口予約権者若しくは受益者として記載若しくは	者、新株予約権者もしくは受益者として記載もしくは記録されているときま
記録されているとき、お客様が他の加入者による特別株主の申出、特別投	たはお客様が他の加入者による特別株主の申し出、特別投資主の申し
資主の申出、特別優先出資者の申出若しくは特別受益者の申出における	出、特別優先出資者の申し出もしくは特別受益者の申し出における特別
特別株主、特別投資主、特別優先出資者若しくは特別受益者であるとき	株主、特別投資主、特別優先出資者もしくは特別受益者であるとき
又はお客様が他の加入者による反対株主の通知、反対投資主の通知、反	
対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知若しくは反	
対新投資口予約権者の通知における反対株主、反対投資主、反対新株	
予約権付社債権者、反対新株予約権者若しくは反対新投資口予約権者	
であるとき	
③お客様の振替決済口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整	③お客様の振替決済口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整
株式数、調整新株予約権付社債数、調整新株予約権数、調整投資口数、	株式数に係る振替株式についてお客様の振替決済口座に増加の記載ま
調整新投資口予約権数、調整優先出資数、調整上場投資信託受益権口	たは記録がされる場合
数又は調整受益権数に係る振替株式等についてお客様の振替決済口座	
に増加の記載又は記録がされる場合	
(3)~(4) 省略	(3)~(4) 省略
第47条	第47条
以下省略	以下省略